

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (環境行動事業所の認定の基準)</p> <p>第29条 条例第32条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定事業所が、<u>日本産業規格</u> (以下「規格」という。) Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、当該指定事業所の環境マネジメントシステムが次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等の外国の認定機関の認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関 (以下「審査登録機関」という。) に登録されていること。</p> <p>イ 審査登録機関から登録に当たっての要求事項を満たしている環境マネジメントシステムであると証明されていること。</p> <p>(2) 環境マネジメントシステムを実施し、環境の保全の推進体制、環境への負荷の状況その他の環境マネジメントシステムの取組の内容を自ら公表していること。</p> <p>(3) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生したことがある場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。</p> <p>ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は特定有害物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し、健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故</p> <p>イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、指定事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故</p> <p>(4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (環境行動事業所の認定の基準)</p> <p>第29条 条例第32条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定事業所が、<u>日本工業規格</u> (以下「規格」という。) Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、当該指定事業所の環境マネジメントシステムが次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等の外国の認定機関の認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関 (以下「審査登録機関」という。) に登録されていること。</p> <p>イ 審査登録機関から登録に当たっての要求事項を満たしている環境マネジメントシステムであると証明されていること。</p> <p>(2) 環境マネジメントシステムを実施し、環境の保全の推進体制、環境への負荷の状況その他の環境マネジメントシステムの取組の内容を自ら公表していること。</p> <p>(3) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生したことがある場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。</p> <p>ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は特定有害物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し、健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故</p> <p>イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、指定事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故</p> <p>(4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると</p>

改正後	改正前
認められないこと。	認められないこと。